

## 令和5年度 知立市特別職報酬等審議会会議録

- 1 日 時 令和5年11月9日(木) 午後1時30分～午後2時45分
- 2 場 所 知立市役所中央公民館 2階 中会議室
- 3 出席者 委員
- |           |        |
|-----------|--------|
| 1. 区長代表   | 小林 暎治  |
| 2. 学識経験者  | 佐野 文夫  |
| 3. 学識経験者  | 柴田 勝正  |
| 4. 労働経験者  | 島津 博史  |
| 5. 学識経験者  | 高木 都奈子 |
| 6. 学識経験者  | 中野 トシ子 |
| 7. 青年代表   | 野本 照人  |
| 8. 商工業者代表 | 平野 朱美  |
| 9. 労働者代表  | 松田 斉   |
- 市長、総務部長、総務課長、総務課長補佐、人事係員  
議会事務局長、議事課長

### 4 審議内容

事務局	<p>(午後1時30分開会)</p> <p>定刻になりましたので、只今から知立市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては特別職報酬等審議会委員の就任についてご快諾いただき、また、お忙しい中ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>就任の辞令は、本来ならば、市長より直接お渡しするところではございますが、それぞれの机に置かせていただきましたのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、委員全員のご出席をいただいております。定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。開会にあたり市長よりご挨拶申し上げます。</p>
市長 事務局	<p>(市長よりあいさつ)</p> <p>今回は令和4年度から続けての開催となりますが、初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、簡単で結構ですので、自己紹介をお願いします。</p>
事務局	<p>(委員9名及び事務局より自己紹介)</p> <p>それでは会議次第2の会長選出をさせていただきたいと思っております。</p> <p>附属機関の設置に関する条例施行規則第3条第2項で「会長は委員のうちから互選によって定める。」とありますが、どのような方法で選出させていただきますでしょうか。</p>
委員	<p>推薦でどうですか。知立市の元議会事務局長であり、前回会長を務められた島津博史さんをお願いしたらどうでしょうか。</p>
事務局	<p>推薦で島津博史さんという意見がでましたが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議を唱える者なし)</p>
事務局	<p>それでは、会長を島津博史さんをお願いします。(島津博史委員、会長席へ)</p> <p>附属機関の設置に関する条例施行規則第3条第2項で会長が指名することになっておりますので会長より指名をお願いします。</p>
会長 事務局	<p>柴田勝正さんをお願いします。(柴田勝正委員、副会長席へ)</p> <p>それでは、これより後の審議会の進行は、会長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、次第の順序により進めてまいりたいと思っております。次第4についてですが、市長から諮問を受けたいと思っております。</p>
市長	<p>(市長より諮問)</p>

事務局 会長 事務局 会長	<p>ここで市長は、退席させていただきます。(市長退席)</p> <p>市長より諮問をいただきましたので、議題の審議に入りたいと思います。(諮問について事務局より説明)</p> <p>この審議会で諮問された事項は「議員、市長、副市長及び教育長の報酬等について」と「議会の企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長報酬について」であります。まずは「議員、市長、副市長及び教育長の報酬等について」を審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 会長 委員 事務局	<p>(事務局より説明)</p> <p>ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>特別職の方は、地域手当や扶養手当など全くつかないのですか。</p> <p>特別職については、給料及び期末手当のみとなっております、通勤手当や扶養手当などは支給しておりません。</p>
委員	<p>議員は一般職よりも給料が低いのですか。資料を見ると年収が680万くらいですが、市の課長や部長ともなると年収が1000万近くになると思っており、それと比べるとかなり低いということですね。</p>
事務局 委員	<p>議員の年収でいいますと、課長の一番若い方と同等くらいだと思われます。今年、連合が5%程度の賃上げを要求し、賃上げ率は平均でも3.8%くらいとなっております。また来年度も同じくらいの要求を思うのですが、人事院勧告は、今年の民間企業の賃上げ率の平均をふまえて、来年も上がっていくということなのでしょうか。</p>
事務局	<p>民間企業の賃上げが先行して行われていく形になります。民間企業の賃上げは給料を決めていく人事院勧告でも参考にする数値でありますので、半年から1年遅れにはなりますが、反映されてくるのではないかと思います。</p>
委員	<p>市長、副市長、教育長、議員の方もみな、類似団体や碧海5市でみると、報酬が低いですね。良い人材を確保するためには報酬を上げないといけないと思われるが、難しいところですね。</p>
事務局	<p>現時点では、類似団体と比べても低い位置にあることは資料にてお判りいただけていると思いますので、人事員勧告等を踏まえ、この審議会によって話し合いをしていければと思っております。</p>
委員	<p>令和4年度の答申においては、新型コロナウイルスの影響によって景気が最も下落した時期と比べて、景気は緩やかに持ち直してはいるものの、長期間に渡る新型コロナウイルスの影響による景気回復の実感がいきわたらない現状があり、ロシア・ウクライナ情勢等による海外経済の不確実性、円安による物価高など、市内企業を取り巻く環境や市民の生活は、引き続き厳しい状況となることを見込まれるという判断で、令和4年度は、特別職の報酬額は据置きという判断に至っております。</p> <p>令和5年度につきましても、令和4年度と同様に厳しい経済状況が続いている現状ではありますが、アフターコロナにおける社会経済活動の活性化や制度の見直し、人口減少社会の到来、社会情勢の急速な変化、大規模化する自然災害への対応など、特別職に求められる役割や業務量は、ますます大きくなってきているところでございます。</p>
会長	<p>また、その中で、本市の現行の特別職の報酬額は、県下37市の平均額を下回る現状を考慮し、引上げる方向でいかがでしょうか。</p> <p>他に何かご質問等はございますでしょうか。</p> <p>よろしければ、まとめということで、皆さんの意見がおおむね出されました。それぞれのご意見もある中で、令和5年度につきましても、令和4年度と同様に厳しい経済状況が続いている現状ではありますが、アフターコロナにおける社会経済活動の活性化や制度の見直し、人口減少社会の到来、社会情勢の急速な変化、大規模化する自然災害への対応など、特別職に求められる役割や業務量は、ますます大きくなってきているところであるとのことでした。</p> <p>また、報酬等の額の決定に参考としている国家公務員の指定職の俸給表について令和5年8月の人事院勧告で改定があったところでもあります。さらに、本市の現行の特別職の報酬額は、県下37市の平均額を下回る現状を考慮しまして、令和6年4月から引上げるということによろしいでしょうか。</p>

会長	(意義を唱える者なし) では、引上げの改定額について、議論に入りたいと思います。改定額を検討するにあたり、参考となる資料や情報がありましたら事務局から説明をお願いします。
事務局	特別職の報酬等の額の決定に参考している国家公務員の指定職俸給表については、令和5年8月の人事院勧告において、平均0.3%の引上げ改定された状況であります。以上で説明を終わります。
会長	今、事務局から特別職の報酬額の改定額について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
委員	0.3%で良いと思います。
委員	令和5年8月の人事院勧告の内容を確認しますと、地方公務員の給与改定率は若年層が在職する級に重点が置かれている状況とのことでございます。具体的には1級は5.2%、2級は2.8%、3級は1%、4級は0.4%と若年層に対して高い改定率となっている一方で、5級以上の高年齢層の対する給与改定率は0.3%とされているところであります。国の指定職も、地方公務員の高年齢層が在職する10級の改定率0.3%に準じているところでございます。
会長	以上のことから、知立市の特別職の報酬額は、0.3%の引上げ改定とすることが妥当ではないでしょうか。 期末手当については、今後も国の指定職員の期末勤勉手当の月数に準拠することによいのではないのでしょうか。
会長	皆さんの意見がおおむね出されました。それぞれのご意見もある中で、先ほど副会長からご意見がありましたように、特別職の報酬については、国家公務員の指定職と同様の改定率(0.3%)の引上げ改定ということによいのでしょうか。 また、期末手当の支給割合を併せて確認したところ、国の指定職職員の期末勤勉手当の月数とするは妥当。ということによいのではないのでしょうか。
会長	(異議を唱える者なし) では、そのように特別職報酬審議会として意見を市長に対して答申していきます。他にご意見はありますでしょうか。
事務局	続きまして、会議次第5(2)の議題「議会の企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長の報酬について」を審議していきます。事務局より説明をお願いします。
事務局	(事務局より説明)
会長	知立市議会の企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長の報酬の区分を新たに設けることについて説明がありました。
委員	また、委員長の報酬を設けることが適当であると判断いただいた場合、その報酬額は417,000円としたいとの説明でした。ご意見、ご質問等がありましたらお願いします
事務局	この3つの委員会は他の委員会よりかなり仕事が多いということですか。
事務局	多いです。他の市議会からも非常に多いということで、参考にしたいと視察が来るというような状況がございますので、非常に活動していると自負もしております。また、議会改革特別委員会も今回154回ということで、毎月、全部の会派から出ており、議論を交わしております。また、先ほどご説明させていただいたように、従来から定例会ごとに付託された所管の議案の審査のための委員会の運営や、その結果に関する本会議での委員長報告、市民への報告の場である議会報告会での委員会報告の取りまとめなどに加えまして、政策提言を1年かけて検討しております。視察も行い、そういった活動を通して会派を超えて協議をしております。こういった活動は、まだまだ他市の市議会でもできていないこととなりますので、そういった面で特に委員長の職責は重く、また議会以外でも多く活動していると認識しております。以上です。
委員	委員長が取りまとめをすることはわかったが、意見を言ったり、提案したり

委員 事務局	<p>しますか。</p> <p>委員長は、委員会の中では進行し、一定の結論へ持っていくという役割をしております。あくまで中立な立場ということで普段は進行をしておりますので、その委員会の中では、意見等を公式的には言われていません。ただし、政策提言等を行っていく中では、委員会の以外のところで集まって随時話し合いはしておりますので、他の議員の意見を引き出すとともに、そこでは自身の考えや意見を伝えながらまとめていくということをしてしております。</p>
会長	<p>議会は、議長も委員長も正式な会議ではものが言えない立場になってしまいますので、その場では自分の意見を反映させることはできないですので、議会が始まる前に、会派などと調整するような形になってしまいますが、1日8、9時間という委員会の記録を全部その場でまとめて委員長報告というものを出したりすることがたくさんありますので、結構な苦勞をしてみえると感じています。</p>
委員	<p>前回のこの審議会の際に、議員についていろいろ発言させていただきまして、その時に、会長にぜひ1度、議会を見に行くといいよと言われたので、議会には都合がつかずなかなかいけなかったが、最近委員会のほうに行ってきました。その委員会では、委員長が委員会を進める姿や、議員と各課の部長、課長とのやりとりを見させていただいたが、委員長が上手に進行するその姿が大変だなと思って見させていただきました。</p>
会長	<p>議会を見に行っていたということが議員にとっても、良い影響を与えることに繋がりますので、これからもみなさんにはぜひ見に行ってください。そうやって見に行く方が増えることで一步一步議会が進歩していくと思いますのでありがとうございました。</p>
委員	<p>他にご意見ある方いらっしゃいますか。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、昨今の知立市議会の企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長につきましては、従来から行っている委員会の運営や委員長報告、行政視察の実施に係るリーダーシップの発揮、議会報告会での委員会の取りまとめや対応に加え、近年では政策提言を取りまとめ市長へ報告するなど、その職責はますます重くなっていると判断されます。</p>
会長	<p>つきましては、委員長を対象に委員長報酬を創設し、その額はバランスを勘案し、議員の報酬額に、副議長と議員の報酬額との差額の2分の1を加えた額とすることでよろしいではないでしょうか。</p> <p>皆さんの意見がおおむね出されました。</p> <p>それぞれのご意見もある中で、事務局からの説明や、副会長からご意見がありましたように、知立市議会の企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長につきましては、従来から行っている委員会の運営や委員長報告、行政視察の実施に係るリーダーシップの発揮、議会報告会での委員会の取りまとめや対応に加え、近年では政策提言を取りまとめ市長へ報告が必要となるなど、その職責はますます重くなっている現状であるとのことでした。</p> <p>委員長に求められる職責の重さを鑑み、委員長を対象に委員長報酬を創設すること、またその報酬額は、議員の報酬額に、副議長と議員の報酬額との差額の2分の1を加えた額(417,000円)とすることでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議を唱える者なし)</p>
会長	<p>では、そのように特別職報酬審議会として意見を市長に対して答申していきます。事務局に伺いますが、これらについてはどのように処理させていただいたらよいでしょうか。</p>
事務局	<p>本日の審議結果として、答申を市長あてにいただきたいと思います。答申の提出については会長さん及び副会長さんにご一任いただき、審議会終了後、市長に提出していただきます。</p> <p>それでは、知立市特別職報酬等審議会はこれもちまして終了とします。</p> <p>本日は、お忙しい中、ありがとうございました。</p>